

保育系弁護士がゆく

少子化時代をサバイブする園の護身術

第39号

「2024年、園は安全でした！」 ～死亡件数過去最低の3件を見る～

レーヴ法律事務所では、全国の園の顧問弁護士として園・先生方のトラブル・悩みごとに対応しています。

事務所に寄せられる様々なご相談を基に、園に役立つ情報をQ&A形式でお届けします。

レーヴ法律事務所共同代表
園を護る顧問弁護士として、
全国の園をサポートしながら、
各地で研修・講演活動や
園向けの著作活動を行っている
株式会社チャイルド社
代表取締役社長
株式会社幼保経営サービス
取締役副社長



弁護士 保育士
おもちゃコンサルタント
柴田 洋平



Question

2025年7月に、こども家庭庁・文部科学省から、2024年1～12月までの「教育・保育施設等における事故報告集計」が公表されました。

重大事故は過去最多等と報道されていましたが、事故は増えているのでしょうか？
どのような見方をするべきでしょうか？



Answer

- 死亡件数3件は2004年の統計公表始まって以来の最小数。全国の園で総合的に安全に関して高い取り組みが出来ている！
- 負傷等（死亡事故）の件数は実態と公表値の乖離が見られる。単純な数字の増加を「事故の増加傾向」と捉えるべきでない！

①について

死亡事故3件と過去最小数を記録。2024年の園は安全でした！

2004年の統計公表以来、2016年まで、毎年11件以上の保育施設での死亡事故が報告され、2013年には最大19件起きていました。2017年に初めて1桁（8件）となってから、2024年まで8年連続1桁を記録し、2024年に初めて過去最小の5件を下回る3件の報告となりました。

なお、その内訳は、SIDS1件、窒息1件、病死1件と報告されています。

少子化は進んでいますが、急に保育・教育を行う園児と職員の数に変わった訳ではありません。2017年以降の減少傾向、そして2024年の3件という数値は、過去の教訓や安全に関する知識・対策の普及が行われ、正に施設類型を問わず、全国の全ての園の先生方が不断の努力によって至った数値と考えます。

もちろん、この3件も1件でも少ないことが望ましいことは言うまでもありません。他方、教育・保育施設に限らないこども全体の死亡についての統計を見ると、0～4歳について、2018年から2023年の5年間に、642件の不慮の事故での死亡が報告されています。年平均にすると、約128件、就学前の5・6歳児も加えるとそこに更に加算されることになります。

A nswer (後半)

すなわち、現代社会でこれだけ多くの子どもが、教育・保育施設で長い時間を過ごしているが、死亡事故についていえば、教育・保育施設で発生しているのは僅か2～5%に過ぎず、その95%近くは、それ以外の家庭等での養育の中で発生している訳です。

残念ながら悲しい園での死亡事故は日本のどこかでいつか発生してしまいます。その度に、施設や業界を糾弾する声が挙がりますが、全くナンセンスだと考えます。正に「木を見て森をみず」です。園として、事故からせめて新たな教訓・改めての戒めを受け止めることは重要ですが、それをもって今、園・先生方が行っている安全への取組みを無暗に不安に考える必要はありません。

園は安全に関する取り組みを十分に行っている、家庭の方がよほど危険でリスクがある、ということをあえて保護者に言う必要はありませんが、保育者として、実際の数字を踏まえて、理解をしておくべきです。



②について

負傷等の公表件数はアテにならない！

統計の報道があると、必ず「死亡事故以外の負傷等の件数は増加傾向にある。対策が必要だ。」などという報道のされ方をしますが、これも全くナンセンスです。

過去の数値の変遷を見る限り、過去の統計では適切な報告がされておらず、アテにならない数値です。

例えば、2016(平成28)年、全国12,631か所の「その他の認可外保育施設」から報告された内容が、負傷が3件、死亡が9件です。負傷より死亡が多いなんてことがある訳ないですよね。

例えば、2024(令和6)年、全国7,136か所の「幼保連携型認定こども園」からの負傷報告が617件であるのに対し、全国8,530か所の「幼稚園」からの負傷報告が79件でした。預かる時間・人数はことなるでしょうが、ここまで数値に乖離があるのは不自然であり、少なくとも幼稚園から負傷等についての報告は実態と乖離があるように感じます。

例えば、2016(平成28)年、全国で862件の負傷等の報告があったが、2024年(令和6)年は、3,187件の報告がありました。8年前から5倍の負傷事故が発生している訳ないですよね。

負傷等の報告は、少しずつ認知されてきたとはいえ、2024年時点においても、負傷等の事故に関する報告は、全国的に徹底されていないと評価できます。少なくとも、負傷等の報告件数は、一度、最高値に達してからでないと、その増減で一喜一憂するにも価しないと考えます。

他方、死亡事故については、実態との乖離が少ない（それでも、保育中の事故・異常事態の発生があったが園が子どもを保護者に引き渡してしまい、家庭での事故と扱われているものもあるかもしれません）ので、上述の通り、その数値の変遷には見るべき価値があります。

先生方におかれても、数字を見つつも、数字だけに踊らされず、その裏にある実態がなにかを現場の感覚に基づいて考えて頂ければ幸いです。

参照

「令和6年教育・保育施設等における事故報告集計」の公表について こども家庭庁R7.7.31

「子どもの不慮の事故の発生傾向と対策等」 こども家庭庁R6.3.29

「教育・保育施設等における事故報告集計」の公表及び事故防止策について 内閣府こども・子育て本部H28.4.16

レーヴ法律事務所

園の困りごと、何でもお問合せください

～園の顧問弁護士～ レーヴ法律事務所

[東京弁護士会所属]

■弁護士 / 保育士 柴田 洋平
TEL: 03-5336-3390

■弁護士 板垣 義一
Email: reve.info@reve-law.jp

■弁護士 今西 淳浩

■弁護士 / 公認会計士 中谷 健二
HP: <https://www.reve-law.jp/>

